

お客様 各位



## お取引規定改正のお知らせ

当組合は、平成22年12月1日から要払性預金規定に暴力団等の反社会的勢力を排除する旨の条項を導入いたしました。今般、定期性預金等にも導入するため、以下の規定を追加（改正）することといたしました。

なお、規定改正日以前にお取引いただいたお客さまにも、改正後の規定を適用させていただきますので、本取り組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

《改正日》 平成27年5月7日（木）

《対象規定》 定期預金共通規定、積立定期預金規定、財産形成預金規定、定期積金規定、総合口座取引規定、通知預金規定

《変更規定内容》

### 第〇〇条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第△△条第2項②AからEおよび同③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、同②AからEおよび③AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

### 第△△条（解約等）

- (1) この預金口座を解約する場合には、この証書・通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為

なお、改定内容の詳細につきましては、各店舗の窓口にて備え付けておりますので、お気軽にお申出ください。

総合口座取引規定（無利息型普通預金を含む）

1. (総合口座取引)
2. (取扱店の範囲)
3. (定期預金の自動継続)
4. (預金の払戻し)
5. (預金利息の支払い)
6. (当座貸越)
7. (貸越金の担保)
8. (貸越金利息等)
9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)
10. (印鑑照合等)
11. (即時支払)
12. 反社会的勢力との取引拒絶
 

この預金口座は、第13条第3項②AからEおよび同③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、同②AからEおよび③AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
13. (預金の解約、書替継続)
 

(1) 普通預金口座を解約する場合には、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引を終了するものとし、貸越元金等があるときはそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書（通帳）を発行します。

(2) 前条各項の事由があるときは、当組合はいつでも貸越を中止または貸越取引を解約できるものとします。

(3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
14. (差引計算等)
15. (成年後見人等の届出)
16. (譲渡、質入れの禁止)
17. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(変更ありません。)

(変更ありません。)

定期預金共通規定

1. (証券類の受入れ) (変更ありません。)
2. 反社会的勢力との取引拒絶
 

この預金口座は、第3条第3項②AからEおよび同③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、同②AからEおよび③AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
3. (預金の解約、書替継続)
 

(1) この預金を解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。また、通帳式の場合は、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。

(2) 期日指定定期預金の場合、この預金の一部の金額を解約するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに当店に提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたこと

が判明した場合

- ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
  - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
4. (届出事項の変更、証書（通帳）の再発行等)
5. (成年後見人等の届出)
6. (印鑑照合)
7. (譲渡、質入れの禁止)
8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

(変更ありません。)

定期積金規定

1. (掛金の払込み)
2. (証券類の受入れ)
3. (給付契約金の支払時期)
4. (払込みの遅延)
5. (給付補填金等の計算)
6. (先払割引金の計算等)
7. (満期日以後の利息)
8. 反社会的勢力との取引拒絶
 

この預金口座は、第9条第2項②AからEおよび同③AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、同②AからEおよび③AからEの一にでも該当する場合には、当組合はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
9. (解約)
 

(1) この積金を解約するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して当店に提出してください。

(2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

なお、この解約によって生じた損害については、当組合は責任を負いません。また、この解約により当組合に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

  - ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当組合の信用を毀損し、または当組合の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
10. (届出事項の変更、証書の再発行等)
11. (成年後見人等の届出)
12. (印鑑照合)
13. (譲渡、質入れの禁止)
14. (保険事故発生時における積金契約者からの相殺)

(変更ありません。)

(変更ありません。)

他の規定については、窓口までお申し出ください。